

(夷隅保健所)

千葉県夷隅健康福祉センター管内/2市2町 ●人口/74,940人 ●世帯数/30,504世帯(平成27年5月1日現在)

●メールアドレス isumiho@mz.pref.chiba.lg.jp

●ホームページアドレス <http://www.pref.chiba.lg.jp/kf-isumi/index.html>

〒299-5235 勝浦市出水1224

☎ 0470-73-0145 FAX 0470-73-0904

## 4月1日に食品表示法が施行されました!!

### ★アレルギー表示が変わります



- 原則として、原材料名の後にアレルギー物質を記載します。(個別表示といいます。)

原材料名	小麦粉、植物油脂、卵黄(卵を含む)、砂糖、生クリーム(乳成分を含む)、ごま
------	---------------------------------------

- 例外的に、原材料名の後にまとめてアレルギー物質を記載することが認められています。(一括表示といいます。)

この場合、全てのアレルギー物質を記載する必要があります。

原材料名	小麦粉、植物油脂、卵黄、砂糖、生クリーム、ごま(一部に小麦、卵、乳製品、ごまを含む)
------	--

- これまでは、記載の省略が可能であった食品に関して、アレルギー表示が必要になります。(パンに含まれる小麦、マヨネーズに含まれる卵など)

### ★加工食品の栄養成分表示が義務化されます

- 原則全ての加工食品に、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量で表示)が表示されるようになります。(表示の省略が認められるものもあります)



※なお、アレルギー表示や栄養成分表示については移行期間があり、すぐに全てが新しい表示に切り替わるというわけではありません。

### ★「機能性表示食品」の制度ができました

機能性表示食品のパッケージの例(表面)

- 「機能性表示食品」は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。
- 販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られています。
- 特定保健用食品(トクホ)とは異なり、消費者庁の個別の許可を受けたものではありません。
- 詳しい内容は、消費者庁ホームページをご覧ください。  
<消費者庁ホームページ>消費者庁食品表示企画課  
<http://www.caa.go.jp/foods/>

機能性表示食品

届出番号△△

○○○(商品名)

#### <届出表示>

本品には□□が含まれるので、△△の機能があります。

本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。

# 受動喫煙対策を進めましょう！

夷隅地域・職域連携推進協議会では平成26年度から「たばこ対策」に取り組んでいます。その一環として、「職場等におけるたばこ対策に関するアンケート」を実施しましたので、その結果をお知らせします。皆様の健康管理にお役立て下さい。

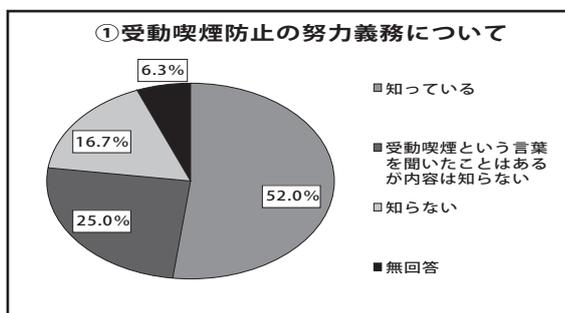
\*夷隅地域・職域連携推進協議会とは、夷隅地域の地域住民の方と夷隅地域の職場に勤務する方々の健康を支援するための協議会です。地域・職域の関係者の方々と健康支援について話し合いを行っています。

## 《アンケート結果の概要》

- アンケートは、平成26年度に夷隅健康福祉センター管内の職域機関（学校、公共機関、医療機関、社会福祉施設、旅館、飲食店、理美容関係等）に配布し52.6%の回答がありました。
- 夷隅地域の喫煙率は、男性29.7%、女性9.0%でした。

※千葉県で実施した「平成25年度 生活習慣に関するアンケート調査」の喫煙状況(男性23.7%、女性7.8%)に比べ高い傾向でした。

### 3 受動喫煙防止の取組状況について



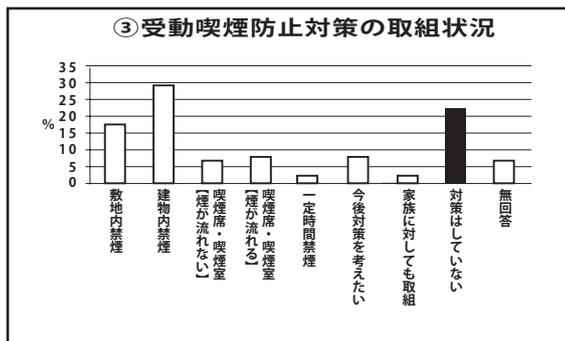
①受動喫煙防止の努力義務を知っている施設の割合は52%でした。「受動喫煙という言葉聞いたことはあるが内容は知らない施設」は25%、「知らない施設」は16.7%でした。

\*平成22年2月25日に受動喫煙防止対策に係る通知が厚生労働省健康局長から出されました。その内容は、「多くのひとが利用する公的な空間は原則として全面禁煙であるべきである」とされており、全面禁煙が極めて困難な場合でも、適切な受動喫煙防止対策を進める必要があるとされています。

② 施設内喫煙環境

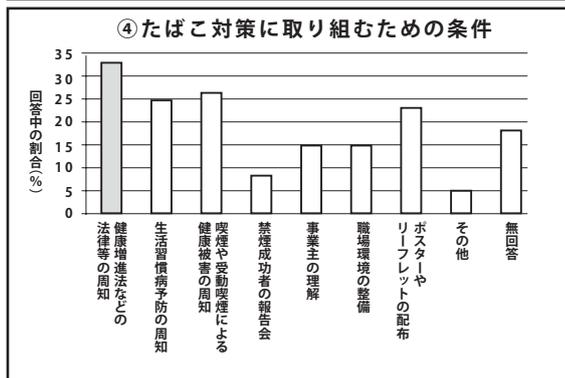
施設内喫煙環境	回答数	対施設数割合 (%)
1日中喫煙できる	129	26.0
昼休みに喫煙できる	91	18.3
勤務中は喫煙できない	130	26.2
その他	73	14.7
無回答	73	14.7
総計	496	100

②1日中喫煙できる環境にある施設は、129施設(26.0%)で、勤務中は喫煙できない施設が26.2%、昼休みに喫煙できる施設は18.3%で、両者を合わせると44.5%でした。



③受動喫煙防止対策で多かったのは、建物内禁煙、敷地内禁煙でした。理容美容、飲食店等では、「今後対策を考えたい」との回答が高い割合でした。対策をしていない理由で最も多かったのは、個人の自由だからというもので34.1%、次いで喫煙所を設けるスペースがないという回答が24.6%でした。

また、「費用がかけられない」が7.2%「方法がわからない」が3.6%でした。



④たばこ対策に取り組むための条件でもっとも多かったのは、健康増進法等の周知(32.9%)でした。また、生活習慣病予防の周知(25.0%)や、喫煙による健康被害の周知(26.6%)、ポスターやリーフレットの配布(23.4%)の回答も多い傾向でした。

★これらのアンケート結果を基に夷隅地域・職域連携推進協議会では、「受動喫煙防止と地域職域の方々の健康」について支援していきます。

(問い合わせ：地域保健福祉課)



# デング熱に注意しましょう!

- 平成26年8月、約70年ぶりにデング熱の国内感染例が報告されました。
- デング熱はヒトからヒトへは感染せず、蚊を媒介して感染する疾患で、潜伏期間は2～15日（多くは3～7日）です。

## <症状>

- ・突然の発熱、激しい頭痛、関節痛、筋肉痛、発疹
- ・感染しても発症する頻度は10～50%
- ・予後は比較的良好だがまれに重症化することがある。
- デング熱に有効な薬はないため、治療は対症療法になります。
- 今後、蚊の多く発生する時期になりますので、感染予防に御留意ください。



## <予防法>

- ・肌の露出を避ける（長袖・長ズボンの着用し、素足でのサンダル履き等は避ける）
- ・虫除け剤を使用する。（汗で流れてしまうので、屋外での作業中はこまめに塗り直しましょう）
- ・蚊の幼虫（ボウフラ）の発生を防ぐために、小さな水たまりを作らないようにしましょう。（植木鉢やプランターの受皿、置き忘れたバケツや壺、ゴミ、古タイヤなど、一週間に一度は身の回りを確認し、水の水たまりやすいものをなくしましょう）

- また、蚊に刺されてから3～7日程度で高熱が出現した場合には、早めに最寄りの医療機関を受診するようにしましょう。

## 犬・猫の多頭飼養の届出が義務付けられました!!

たくさんの犬や猫を飼育し、数が増えてしまった結果、経済的な理由や食事等の世話が追いつかなくなるなどの理由により、鳴き声や悪臭等による近隣住民への問題が発生する事例が数多く報告されています。

このような事態を未然に防ぐため、平成27年4月1日に施行された「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」で、犬又は猫の多頭飼養の届出が義務付けられました。

犬猫を合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要となりましたので御連絡をお願いします。（91日齢未満の犬猫を除く。）

<問合せ先 健康生活支援課 動物担当>



# あなたとあなたの大切な人の命を奪う。

## それが、危険ドラッグ。

- 危険ドラッグは、覚醒剤、麻薬、大麻等に似た成分の物質を含み、「ハーブ」、「アロマオイル」、「ビデオクリーナー」などの名称で、安全と偽って販売されています。危険ドラッグの使用による幻覚や妄想で人を傷つけたり、使用者がその毒性によって死亡するなどの事件が続発しています。
- 危険ドラッグを**所持**、**使用**、**購入**した場合は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金またはどちらの罰も科されるおそれがあります。



ハーブ系



アロマオイル系



クリーナー系

画像出典：千葉県庁薬務課ホームページ

## 平成27年度健康相談・検査業務日程表

事業名	開催日	受付時間	担当課	備考
精神保健福祉相談 (心の健康相談)	毎月第1、第3木曜日	午後2時～ 午後3時30分	地域保健福祉課	予約制
DV相談	電話相談 月曜日～金曜日 面接相談 毎週水曜日	午後9時～ 午後5時	地域保健福祉課	専用電話 0470-73-0801 面接予約制
障害のある人への 差別に関する相談	月曜日～金曜日	午後9時～ 午後5時	地域保健福祉課	専用電話 0470-73-4630
難病相談事業 (個別相談・つどい等)	病名により開催日が 異なります。 (対象者に通知)	—	健康生活支援課	予約制 対象者に通知
結核家族・管理検診	随時	—	健康生活支援課	対象者に通知
被爆者検診	年2回	午後1時30分 ～午後2時30分	健康生活支援課	対象者に通知
エイズ相談 HIV抗体検査 (無料・匿名)	毎月第1・第3月曜日	午前9時30分 ～午前11時	健康生活支援課	予約制
肝炎検査 (B型肝炎・C型肝炎) (無料・匿名)	毎月第1・第3月曜日	午前9時30分 ～午前11時	健康生活支援課	予約制
腸内細菌検査(検便) (有料)	第2・第3・第4火曜日 (休日及び休前日は除く)	午前9時～ 午前11時	健康生活支援課	